

第 2 回 外来生物法施行状況評価検討会 議事概要

日 時：令和 2（2020）年 7 月 30 日（木）14:00～16:30

場 所：オンライン会議

検討委員：

- | | |
|--------|--|
| 石井 信夫 | 元東京女子大学現代教養学部 教授 |
| 石井 実 | 大阪府立大学名誉教授(地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長) |
| 磯崎 博司 | 岩手大学 名誉教授 |
| 大野 正人 | 公益財団法人日本自然保護協会 保護部長 |
| 角野 康郎 | 神戸大学 名誉教授 |
| 五箇 公一 | 国立研究開発法人国立環境研究所 生態リスク評価対策研究室長 |
| 戸田 光彦 | 一般財団法人自然環境研究センター 研究主幹 |
| 中井 克樹 | 滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員 |
| ○村上 興正 | 元京都大学理学部研究科 講師 |
| 村田 浩一 | 日本大学生物資源科学部 動物資源科学科・野生動物学研究室 特任教授(獣医学博士) |

(※ 五十音順、敬称略、○は座長)

【議事概要】

(1) 本検討会について

- ・特段のご意見なし。

(2) 第 1 回会合結果の確認

＜第 1 回検討会でいただいたご意見への主な対応について（資料 6）＞

- ・植物防疫法での規制は原則として輸入規制のみであるため、保管、運搬、飼養等全てが禁止される外来生物法で規制しても二重規制にはならない。スクミリンゴガイは、特定外来生物に指定すると防除の取組に支障が生じるとの話があったが、それは既指定種と同様であり、国内での拡散を防ぐためには農林水産省との共管指定した上で対応を検討してほしい。
- ・産業管理外来種のブラントラウトにおいては、漁業権が設定され産業利用されているのは野生個体群のごく一部であり、それ以外は野放しの状態となっている。産業管理外来種という枠組みを当てはめることが妥当かどうか検討する必要がある。
- ・前回の検討会の際に、シフゾウの特定外来生物指定解除についての意見を出したが、その回答が資料に含まれていない。シフゾウの指定については動物園で疑義が生じており、国内外で行われている再導入計画にも関連するので十分に検討してほしい。

→ご指摘は認識しているが、法の施行状況の点検の資料としてまとめたため、今回は含めていなかった。指定の妥当性については、今後専門家会合の中で検討していきたい。(環境省)

(3) 外来生物法の施行にかかる課題と対応方針の検討

テーマ2：特定外来生物の防除に関する課題

<防除の手続きについて>

- ・現在の法律の文章では、一般市民が特定外来生物を防除するためには主務大臣の確認・認定等受けて行うことが必要なように見える。特に昆虫の防除は素早い対応が重要なので、防除の心理的ハードルが下がるような対応を検討して欲しい。
- ・特定外来生物は生きたままの運搬が規制されているため、駆除した後死ぬまでに時間がかかる生き物は回収場所まで移動させることができず防除の妨げとなっている。特に農業の現場では除草した後一定時間をおかないと特定外来生物を運び出せず苦慮している。両省で調整して国としての方向性を示してほしい。

<防除に関する情報の集約について>

- ・今後の取組の検討に役立つよう、特定外来生物に限らず外来種対策の多様な主体による取組みを網羅的にデータベース化しておくことが大事。
 - 環境省が全てを掌握することは困難なので、各都道府県が取り組みの情報を集約して環境省に報告するような仕組みが出来ると良い。
 - 参考資料6のマニュアル一覧を充実し、各自治体にフィードバックする仕組みが必要。
- ・環境省直轄事業による防除は日本を代表する取り組みでもある。これまでの取り組みをレビューし、それぞれの地域の課題はあるが一般化して今後の取り組みの参考とすることを検討してほしい。
- ・既存の防除マニュアルには、何をすればよいのかすぐに理解できるように書かれていないものがある。目標設定のしかたや捕獲努力量のデータを取ることの重要性などポイントを絞ったハンドブックのような物を考える必要がある。
 - （鳥獣法の特定計画制度の）シカ、クマ等のガイドマニュアルは良くできており、これに準じて各県が特定鳥獣管理計画を作成している。外来生物についても主だった種については、今後こういう形になることが望ましい。

<各主体の連携について>

- ・地方公共団体と民間の連携、上流域から下流域までの地域間の連携が不可欠であり、これらを結びつける役割を地方環境事務所に期待している。
- ・特にアライグマの防除では都道府県間の連携ができておらず、国の関与が必要と感じてきた。1つの県の中でも自治体間の情報共有がうまくできていないことがある。シカとクマでは都道府県間の連携が少し進むような仕組みができていたので、同じようなことができないかと考えている。
- ・防除は国の直轄だけでできるものではないこと、現場では拡散させないような措置をとるなど慎重性が求められることなどから、資金支援（生物多様性保全推進事業）をさらに充実させる必要がある。

- ・行政上のハードルは色々あるにしても、科学的な妥当性が最終的には重要になるだろう。科学者を参画させた専門家会議をベースとして関係省庁と連携して進めることが重要。ヒアリ対策の体制は良い例となる。
- ・防除マニュアルは助かるが、環境省のイニシアチブがあるとより進めやすいという話を市民団体や自治体から聞く。環境省から都道府県に対して防除を実施するようを通達できるような仕組みがあると良い。
- ・環境行政においては特に都道府県の役割が重要だが専門知識のある職員は少なく、国からの直接の方向付けを含め、うまく活性化していく手立てを考えてほしい。都道府県を集めた担当者会議は事例報告の場で講演者以外の専門家は招かれておらず、課題を議論するような場になっていないのがもったいない、これも活用して欲しい。
- ・民間事業との連携をどのようにすべきかについて委員のご意見を伺いたい。(環境省)
 - ヒアリに対しては危機感もあり省庁間の連携、官民の協働がかなり進んだ。科学的防除手法開発という明確な目標に向け、製薬メーカーと協議会を作り共同作業を行った。官民の連携の取っ掛かりとしては、セミナーや勉強会のような場を作るのが良い。
 - ヒアリでも、官民連携の際に、対策のための経費の出所や企業内の担当部署の連携がうまくいかずに失敗した事例がある。
 - 明確な目的なく勉強会を開催してもうまくいかない。地域住民から問題意識が出てきて防除しようとなったときに支援する形の方がスムーズに進み、地方公共団体も動きやすい。そのためにも一般市民への啓発が重要。
 - 関心のある市民から地域の情報をうまく吸い上げるシステムを構築することで、都道府県は動きやすくなる。
 - 外来種問題の認知度は上がったが、根本である生物多様性保全が何のために必要なのかという部分の理解、生物多様性の主流化がまだ足りていない。

<その他>

- ・海外からの非意図的な導入だけでなく、国内での非意図的な分布拡大にも留意してほしい。外来種の分布拡大のメカニズムを把握して、非意図的な分布拡大の可能性のある種については注意喚起などの対策を検討してほしい。
- ・田起こしや草刈り、溝さらいなどの普段の営農活動が外来種の分布拡大を引き起こすことがあるので、農業現場との連携が重要になる。実際に問題が起こっているところからモデル的な検討をしてみてはどうか。
- ・野生動物に関連して持ち込まれる病原体、国内の固有種に影響を与える病原体についても課題の一つとして加えるのが現代的ではないか。
 - 在来種への感染症については、既に種指定の根拠としているが、人の感染症については、感染症予防法の枠組みで対応されている。(環境省)

→人獣共通感染症については、外来種問題というよりも国内および世界の生物多様性保全という枠組みの中で議論されるべき問題だが、環境省主導で他省庁とも連携して取り組むべき。

(4) 【報告】 外来種被害防止行動計画の目標の進捗状況の確認について

＜外来種被害防止行動計画の進捗状況の確認と目標の見直しについて（資料8）＞

- ・自治体の条例やリストの作成に関する目標の達成率が低い。法定計画に位置付け、自治体への通達などをする必要があったのではないかな。
- ・外来種に関する条例として集約されているものは内容がさまざま、本当に外来種問題に対応が十分できているのか不安になるようなものも含まれている。条例の内容まで確認して示してもらえると良い。
- ・点検結果が「やっている」という示し方になっているが、最終的にはその結果どうなったかの評価まで分かる形で示してもらえると良い。
- ・認知度は年齢別に分けて示すことで、学校教育など含めて進捗状況がより詳しくわかる。
- ・学校教育については、教科書でのアメリカザリガニの取り扱いで「逃がしてはいけない」と書かれるなど改善がみられる。良い具体例だと思うので、そのような事例もとりまとめると良い。

(5) 今後のスケジュール

- ・特段のご意見なし。

(6) その他

- ・外来種問題は、大きな意味では人と野生生物の関わりの一環であり、環境省としても将来的にはより大局的・総合的な議論を膨らませて欲しい。
→環境省としても、人獣共通感染症の問題も含め、より長期的に、人間と自然・野生動物との付き合い方について考えていきたい。(環境省)

以上